

令和5年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和5年3月10日（金曜日） 午後 1時40分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 4 議案第 6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 5 議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第10 議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第11 議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第12 議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第13 議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第14 議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第15 同意第 1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第16 同意第 2号 羽幌町教育委員会教育長の任命について
- 第17 発議第 2号 羽幌町議会の個人情報保護に関する条例
- 第18 発議第 3号 議員の派遣について

第19 発議第 4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

第 1 議案第26号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	鈴 木 典 生 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健康支援課長	鈴 木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建 設 課 主 幹	上 田 章 裕 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君

上下水道課主幹	竹 内 雅 彦 君
農林水産課長	伊 藤 雅 紀 君
商工観光課長	高 橋 伸 君
天売支所長	門 間 憲 一 君
焼尻支所長	佐々木 慎 也 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒 井 峰 高 君
社会教育課長 兼公民館長	飯 作 昌 巳 君
監 査 室 長	三 上 敏 文 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 島 明 彦 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時40分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 2番 磯 野 直 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第5号～議案第6号、議案第10号～議案第11号、議案第18号～議案第25号

○議長（森 淳君） 日程第3、議案第5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算、日程第8、議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第9、議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第10、議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第11、議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第13、議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第14、議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算、以上12件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計予算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第41条の規定により、羽幌町各会計予算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計予算特別委員会委員長、阿部和也君。

○予算特別委員会委員長（阿部和也君）

令和 5年 3月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

羽幌町各会計予算特別委員会
委員長 阿 部 和 也

委 員 会 審 査 報 告 書

- 議案第 5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例
議案第 6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算
議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算

本委員会に付託のあった上記事件について審査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 付託された議会 令和 5年 3月 8日（第2回定例会）
- 2 委員会開催年月日 令和 5年 3月 8日～10日
- 3 審査の経過及び結果

本委員会は、理事者側から各会計予算内容等の説明を求めた後、予算関連議案、各会計予算の審査を行いました。

各委員からは活発に質疑があり、また、提言もあり、それぞれ慎重な審査の結果、本委員会はいずれも原案のとおり可決すべきと決定を見たので報告します。

以上です。

○議長（森 淳君） 本案については、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会において十分に審査が尽くされておりますので、質疑並びに討論を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号並びに議案第18号から議案第25号までの12件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、12件いずれも原案どおり可決するものであります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、予算関連議案として議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号の4件、令和5年度各会計予算として議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の8件、合わせて12件については、委員長の報告とおりに可決されました。

◎同意第1号

○議長(森 淳君) 日程第15、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町北5条1丁目3番地の1、氏名、立花恵、生年月日、昭和50年2月17日生まれ、48歳。

それでは、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります本間範子氏が令和5年4月30日付をもちまして任期満了となりますことから、氏の人格、識見の下、税務行政にご尽力をいただきたいと考え、羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意賜りたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号

○議長(森 淳君) 日程第16、同意第2号 羽幌町教育委員会教育長の任命につい

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第2号 羽幌町教育委員会教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町幸町37番地の123、氏名、山口芳徳、生年月日、昭和29年9月3日生まれ、68歳。

現教育長であります山口芳徳氏が令和5年3月31日付をもちまして任期満了となりますことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年教育長として培われた経験の下に引き続き教育行政にご尽力いただきたいため、羽幌町教育委員会教育長としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 羽幌町教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第2号

○議長（森 淳君） 日程第17、発議第2号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 発議第2号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例。

令和5年3月7日提出。

提出者、羽幌町議会議員、磯野直。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく逢坂照雄。

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報保護法関連3法が統一されたが、行政機関ではない「議会」については新法の対象から除外されたことに伴い、新たに羽幌町議会で個人情報保護条例

を制定する必要が生じたため制定しようとするものであります。

それでは、羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の概要について説明をいたします。

条例は全58条で規定し、第1章から第6章に区分しています。第1章は、総則として第1条から第3条で構成。この章では、個人情報の適切な取扱いや個人の権利、利益を保護すること等、条例制定の目的や氏名、住所など個人情報の定義及び議会の責務について規定。

第2章、個人情報等の取扱いとして第4条から第16条で構成。この章では、個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定。

第3章は、個人情報ファイル等として第17条及び第18条で構成。この章では、個人情報ファイル簿の作成及び公表と個人情報取扱事務登録簿の作成等について規定。

第4章は、開示、訂正及び利用停止として第19条から第47条で構成。この章では、議会が保有する個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定。

第5章は、雑則として第48条から第53条で構成。この章では、保有個人情報の適用除外など雑則について規定。

第6章は、罰則として第54条から第58条で構成。この章では、職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

なお、条文の朗読はただいまの条例の概要説明をもって省略といたします。

以上であります。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（森 淳君） 日程第18、発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より4月までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第4号

○議長（森 淳君） 日程第19、発議第4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第26号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎議案第26号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第26号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました令和4年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に変更はなく、繰越明許費を設定するものであります。

補正をいたします内容をご説明申し上げます。初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、生後6か月から4歳までの乳幼児や5歳から11歳までの小児へのワクチン接種について接種できる期間が短かったこともあり、4月以降も継続して実施

する方針が示されましたことから、繰り越して実施するものであります。

次に、地籍調査事業につきましては、本年2月に発生した業務につきましては年度内の完了が困難となりましたことから、繰り越して実施するものであります。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから議案第26号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、令和5年第2回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 2時00分）